

清水駅東地区文化施設整備に係る意見交換会

議 事 概 要

1 日 時

平成19年9月28日(金) 午後7時から8時30分まで

2 場 所

清水文化センター 大会議室

3 出 席 者

41名

4 事業の進捗状況

資料1及び資料2により、事務局から説明するとともに、今回の意見交換会は、今後策定する要求水準書等の参考とするためのものであることを説明した。

5 意見交換

利用者団体A(映画関係団体) 文化センターの建替え整備ということであるため「文化センター利用者の会」を立上げ、13回ほど会議をしてきた。その中で利用者団体75団体に対するアンケートを実施し、45団体から回答を得た。アンケート調査結果は後ほど提供するが、その中での意見をいくつか紹介するので参考とされたい。

- ・全体的には新施設の建設に賛成する意見が多い。
- ・ギャラリーの方向性が分からないが、現状維持の面積や搬出入の利便性の確保は必須であるとともに、一時置場や主催者控室の設置を望む。また、壁を厚くする、あるいは、例えばミニコンサートなどギャラリーを多目的に利用したいとする意見も見られた。
- ・大ホール規模については、1,500席程度をよしとする意見が全体の20数パーセントと最も多かった。
- ・音響の良いホールを望む。
- ・準備等に支障をきたすことのないよう、十分な舞台の広さのほか、運営上困難がないような施設とすること。
- ・楽屋、リハーサル室を十分に確保すること。
- ・映像機器の設置等、多様な文化事業に対応できる施設とすること。
- ・女性トイレが多いこと。

- ・駐車場が多いこと。
- ・文化施設周辺を市民の憩いの場として整備すること。
- ・空調については、適切な温度設定を可能とするなど良いものとする。
- ・貸出予約に際しては、公平性を確保すること。
- ・P F Iの成否が良くわからない。民間事業者が決まってしまうと、その提案に乗っかって事業が進むというイメージがあるが、利用者の声を聞いて修正が必要なものについては適切な対応を施すこと。
- ・環境対策には万全を期し、対外的にアピールできる施設とすること。
- ・どこまで利用者の声を反映してもらえるのか。特に利用料金の増額は市民団体にとっては死活問題であり、これらを含め利用しにくい施設とすることがないようにすること。

ギャラリーについては利用者の意見も聞いて検討を進めており、皆さんの意見を聞きより良い施設としていきたいと考えている。いただいた意見については持ち帰り検討したい。

利用者団体B（演劇関係団体） 富士市民会館をロゼシアターに建替えた際、利用料金が6倍に跳ね上がったと聞く。市民利用には興行利用と切り離れた料金設定を求めたい。若干の値上がりは分かるが、極端に大きくなることは受け入れ難い。

市民利用と興行利用の料金を差別化している例は多い。一定の値上げについてはご理解いただいているかと思うが、市内の他館を参考に適正料金を検討していきたい。

利用者団体C（ギャラリー利用団体） 基本構想・計画において施設整備イメージ図が示されているが、そのような施設ができるわけではないと理解しておいて良いか。

基本構想・計画に示す施設イメージ図は、想定する規模のものが対象敷地に収まるかどうかを検証するためだけのものであり、実際には、民間事業者の提案によるところとなる。

利用者団体D（音楽関係団体） 中ホール 350席はあまりに使い勝手が悪く、また、採算性の面から有料催事の開催も難しくなる。500席規模のホールを是非とも残すこと。

350席の小ホールは、清水文化センターの中ホール（500席）に代わるというものではない。350席を望む意見もあり、大ホールの利用方法とあわせ検討を進めたい。

一般市民 新たに文化施設を建設するということは決定しているのか。

市議会でも検討をしてきたところであるが、清水文化センターの移転・建替えということで決定している。

利用者団体B 中ホールとして500席ほしい。中ホール規模の催事を大ホールで実施した場合、利用料金や予約のバッティングといった問題や制約が懸念される。

貸出エリアの区分等、利用料金の設定には工夫の予知があると思う。また、

清水文化センターは学校利用も含め稼働率は 50%程度に留まっていることなども考慮する必要がある。

利用者団体 E（映画関係団体） 以下の質問の回答をお願いしたい。

- ・要求水準書には、どの程度の水準まで書き込んでいくのか。
資料 2 をベースに肉付けしていくことになるが、設計書までを示すことはない。数字を示すものもあるが、それに馴染まないものもある。
- ・事業者選定委員会では何をするのか。
要求水準書等の検討から、最優秀提案の決定までを行う。
- ・それは事業者選定審査委員会のみで行うのか。
ご発言のとおりである。
- ・利用者団体を審査委員に加えることはないのか。
考えていない。
- ・要求水準書は補足、加筆はしていないのか。
2 月の入札公告において示す要求水準書が最終形となる。
- ・20 年 2 月に入札公告とあるが、実際には何をするのか。
要求水準書等の入札関係書類を公表していく。

利用者団体 F（音楽関係団体） 使えるホールを作ってほしいが、そのために、市民への適切な情報提供と意見交換をお願いしたい。当初、テルサを中ホールの代替にすることを前提として検討してきたようだが、テルサが文化事業に適さないことを理解してもらえるのであれば、新施設には中ホールが不可欠であるといえる。しっかりと椅子とステージを備えたホールは必要であるが、財政的な面から会議室のような部屋を作るということなのか。

また、静岡音楽館 A O I は予約をとりにくいこともあり、清水から静岡に行くという事は難しい。

裏廻りについても、様々な作業に支障をきたすことのないような施設整備をお願いしたい。ピアノについてもスタインウェイが 2 台必要であり、さらに、これを大ホール専用とすることなく小ホールへも移動できるような配置とされたい。

使いやすい施設とするために協力していきたいので、様々な段階で利用者の声を聞く機会を設けてほしい。

清水文化センター中ホールにおいて実施される催事のすべてを新施設の小ホールに置き換えていこうとするものではない。厳しい財政事情の中、多くの市民の皆さんの意見を聞きながら事業を進めていきたい。

清水文化センターは老朽化も著しいが、使い勝手を含め、ピアノ等備品もより良いものとしていきたい。

利用者団体 B 事業者選定審査会委員と利用者団体が意見交換をする場を設けないのか。設けない場合には、利用者の意見をどのようにして審査会委員に届けるのか。

意見交換の場を設定する考えはない。利用者団体の皆さんの意見は、市文化振興課をとおして事業者選定審査会に届ける。今回の意見交換会についても、記録を会議資料として提供していく。

利用者団体G（音楽関係団体） 大型楽器の搬入が容易なようにしてほしい。また、これとは相反する部分もあるが、防犯、防火対策等に、主催者が過大な人的負担をすることがないようにしてほしい。

ご意見を参考に、利用者の皆さんが安心して使えるような施設としていきたい。

利用者団体G 県中部にオーケストラが演奏できるホールがないので、それが可能となる施設をお願いしたい。オーケストラとしての要望はしていくが、他の団体の意見にも十分に留意して事業を進められたい。

現清水文化センターの備品、特に譜面台等はあまり良いものを使ってはいないが、新施設の整備に当たっては備品の細かなスペックを示していくのか。また、パイプオルガンを整備することは可能か。

オケピットの構造について、想定しているものはあるのか。

現在想定している予算額が増額されることはないのか。

他事例では主要備品のリストを作成して公表しているものもあるが、すべての備品の細かな仕様までを示していくことはどうかと考える。また、パイプオルガンの設置は考えておらず、オケピットの構造についても民間事業者の提案によることとしたい。

事業費については11月議会で検討していくこととなるが、先進事例と比較して標準的なホール整備単価としていくことを見込んでいる。

利用者団体B 清水駅東地区文化施設整備の話聞き、専門家を招いての勉強会なども行ってきた。市において、参考としたホールはあるのか。

具体名を言うことはできないが、同規模の施設についての調査・研究をしてきた。

利用者団体B 意見交換会において出された意見をどのように事業に反映していくのか。また、今日の参加者は、どのようにしてそれを確認することができるのか。

皆さんの意見は、要求水準書等の策定に当たっての参考としていく。2月下旬に要求水準書等を公表していくが、個人あてに発送することは考えていない。

利用者団体B このような意見交換会を、再度、開催することは考えていないのか。市の方から意見のあるところには出向き、定期的とはいかないまでも、話し合いを持つ機会は作るべきだ。

今のところ、このような意見交換会は今回限りとしたいと考えている。今後は、個別の意見交換という形で皆さんの意見を吸い上げていきたい。

利用者団体B ソフト面に精通している現場の人を審査会委員に入れることはできな

いのか。また、利用者団体が、市と契約しているコンサルタントと意見交換をすることはできないのか。

P F Iのトータルアドバイザーに三菱U F Jリサーチ&コンサルタント、また、テクニカルアドバイザーとしてA C T環境計画と契約している。テクニカルアドバイザーは多くの文化ホールを手がけ、その運営面等にも精通している。

また、利用者団体の皆さんからのご意見等については、市をとおしてコンサルタントに伝えていくこととしたい。

利用者団体 B 見た目より中身重視で、使い勝手の良いものとされたい。ゴテゴテしたものではなく地域に馴染むものとされたい。

市の公共建築についての基本的な考えをまとめたものがあるが、その中にご意見の観点も盛り込まれている。今回の施設整備に当たっても、当然、それに則って進めていく。

利用者団体 G 施設の名称はとても重要なものだが、どのようにして決定していくのか。

現在使用している「清水駅東地区文化施設」は、あくまで仮称であり、正式名称については、今後、検討していくこととしている。

利用者団体 F 国内には見た目に同じような施設が多くあるため、他館と差別化できるものをお願いしたい。

検討したい。

清水駅東地区文化施設整備に係る意見交換会

日 時 平成19年9月28日(金)
午後7時から
場 所 清水文化センター会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 事業の進捗状況について(事務局説明)

4 意見交換

5 閉 会

- 1 発言の際は、挙手して指名を受けた後、所属団体及び氏名をお知らせいただいてからご発言ください。
- 2 発言いただいた内容につきましては、後日、市ホームページ等で公開します。
- 3 施設の内容等につきましては検討中ですので、明確な回答ができない場合もございます。

事業の進捗状況

基本構想、基本計画の策定（19年3月）

施設目的：市民に文化活動を行う場と高次高質な芸術文化を鑑賞する機会を提供することにより、「多彩な文化の継承と独自文化の創造」の実現と文化事業をとおしての清水都心の賑わい創出に資する

位置：清水駅東地区（静岡市清水区島崎町214～217番）

施設概要：大ホール（1,700席程度）、小ホール（300席程度）、練習室・リハーサル室、ギャラリー等

運営：貸館事業を中心とし、業務は指定管理者に委ねる。

PFI導入可能性調査（～19年6月29日）

事業期間：17年3ヶ月（設計・建設 - 2年9ヶ月、運営 - 14年6ヶ月）

事業範囲：設計、建設、維持管理（大規模修繕を除く）、運営

PFI導入のメリット等：

民間のノウハウを活用して市民に上質な行政サービスを提供することが可能であり、かつ、従来手法に比べて財政負担の軽減が期待できる。

実施方針の策定、公表（19年8月24日）

事業者の募集及び選定に関する事項：

学識経験者で構成する事業者選定審査会を設置

施設概要：大ホール（1,500席程度）、小ホール（350席程度）

特定事業の評価・選定、公表（19年10月予定）

PFI手法を採用することを正式に表明するPFI法に定められた手続き

民間事業者の募集（20年2月予定）

要求水準書、契約書案、審査基準等

落札者の決定（20年8月予定）

契約締結（20年12月予定）

設計、建設

供用開始（23年10月予定）

PFI事業期間終了（37年度末予定）

実施方針（抜粋）

1 清水駅東地区文化施設整備事業者選定審査会

| | 氏名 | 所属・役職 |
|----|--------|----------------------|
| 会長 | 三橋 良士明 | 静岡大学人文学部教授 |
| 委員 | 小谷 喬之助 | 社団法人劇場演出空間技術協会会長 |
| 委員 | 寒竹 伸一 | 静岡文化芸術大学大学院デザイン研究科教授 |
| 委員 | 平 光正 | 静岡産業大学経営学部教授 |
| 委員 | 土屋 和男 | 常葉学園大学造形学部准教授 |

2 施設概要

| 項目 | 内容 |
|------------|---|
| 施設本体 延床面積 | 概ね 12,300 m ² 程度 |
| 大ホール舞台 | 1,100 m ² 程度。音楽（クラシック、ポピュラー等）、舞台芸術（ミュージカル、演劇、バレエ、オペラ等）の興行上演が可能であること。 |
| 大ホール舞台裏廻り | 楽屋（個室楽屋、中楽屋、大楽屋）倉庫、楽器庫、荷捌き、搬入口等を適切に配置すること。 |
| 大ホール客席 | 1,500 席程度（オケピット使用時は席数減も可） |
| 小ホール | 最大 350 席程度。室内楽、小演劇等の上演が可能であり、リハーサル室及び会議室としての使用も可能であること。 |
| ホール表廻り | ホワイエ、ロビー、トイレ、主催者管理室等 |
| 練習室・リハーサル室 | 300 m ² 程度。音楽や演劇、ダンス等に供するとともに、会議室、臨時楽屋としても使用可能な構成とすること。 |
| ギャラリー | 500 m ² 程度。市民の創作活動の発表の場としての展示室。 |
| ギャラリー裏廻り | 収蔵庫 120 m ² 程度。搬入経路等を確保すること。 |
| その他諸室等 | 管理諸室、備品庫、機械室等 |
| 駐車場 | 「静岡市における建築物に附置する駐車場に関する条例」に規定する駐車場附置義務台数以上とすること。 |
| 駐輪場 | 駐輪場附置義務台数以上とすること。 |
| 人工地盤 | 前面空地を確保するとともに、清水駅東西事由通路から直接アクセスを可能とすること。 |